平成30年労第371号

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成29年11月15日付けで 再審査請求人(以下「請求人」という。)に対してした労働者災害補償保険法による 休業補償給付の一部を支給しない旨の処分及び障害補償給付を支給しない旨の処分 を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB医療機関に雇用され、事務職員として業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成25年4月11日、B医療機関の利用者を迎えに行くため普通 乗用自動車を時速約20kmで運転して走行していたところ、第二当事者が運転 する普通乗用自動車が路外駐車場から路上へと急に後退進行してきたため、請求 人は急ブレーキをかけて停車したが、請求人の車両の右側運転席ドア付近に第二 当事者の車両の右後方部が衝突する事故(以下「本件事故」という。)が発生し、 請求人は負傷した。請求人は、同日、B医療機関で「頚椎捻挫、頭痛、めまい」と 診断され、同医療機関において、同日より同年7月17日まで療養し、これと並行 して、同年4月26日、C医療機関で「難治性疼痛、疼痛性末梢神経障害、腰痛症、 頚部痛」と診断され、同医療機関において、同日より平成26年11月11日まで 療養し、療養の結果、同日、治癒(症状固定)とされた。

請求人は、B医療機関及びC医療機関で療養した上記の各傷病(以下「本件全傷病」という。)は業務上の事由によるものであるとして、平成25年4月11日から平成26年2月28日までの間の休業補償給付及びC医療機関での治療の対象となった上記難治性疼痛等(以下、C医療機関での治療の対象となった難治性疼痛等を「本件難治性疼痛等」という。)の治癒後に残存した障害に係る障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件全傷病について業務上の事由によるものであると認め、平成27年3月9日までに、休業補償給付請求の全部及び治癒

後に残存した障害に係る障害補償給付を支給する処分(以下「当初処分」という。) をした。

- 3 その後、請求人へ前記2の各給付をしたことにより、政府が取得した請求人が 第二当事者に対して有する損害賠償の請求権(労災保険法第12条の4)に基づ き、労働局において、第二当事者が加入していた自動車損害賠償責任保険の保険 会社である会社に対し、平成28年1月25日に求償請求をしたところ、損保会 社は、平成29年6月15日頃、以下の理由により求償請求には応じない旨の回 答をした。
 - ① 請求人と第二当事者との間で平成29年3月17日に取り交わされた示談書(以下「本件示談書」という。)には、平成25年7月17日までのB医療機関の治療費及び後遺障害が明らかになった場合の賠償については第二当事者に請求人への支払義務があることを合意するが、請求人と第二当事者との間にはその余の債権債務はない旨の記載がされていた。
 - ② 損害保険料率算出機構が損保会社に対して送付した文書(以下「本件事前認定書」という。)には、B医療機関における「頚椎捻挫」に関する治療については本件事故との間に相当因果関係が認められるが、C医療機関における「本件難治性疼痛等」に関する治療については、本件事故との間に相当因果関係は認められない旨の記載があった。
- 4 また、監督署長が調査を進めたところ、請求人は、本件事故の約2年10か月前の平成22年5月31日に、弛緩性麻痺(末梢神経障害)による右下肢機能障害について、身体障害者福祉法に基づく身体障害者障害程度等級表第4級の障害程度に該当するとして、身体障害者手帳の交付を受けていたことが判明した。
- 5 監督署長は、損保会社からの前記3の回答を受け、また前記4の調査結果を踏まえ、当初処分における支給決定のうち、B医療機関で頚椎捻挫等の療養をした期間(平成25年4月11日から同年7月17日までの期間)に係る休業補償給付の支給決定は維持するものの、C医療機関で本件難治性疼痛等の療養をした期間(平成25年7月18日から平成26年2月28日までの期間)に係る休業補償給付の支給決定、及び、障害補償給付の全額の支給決定については、それらの支給決定を取り消して不支給とする旨の平成29年11月15日付けの変更決定(以下「本件処分」という。)を行い、請求人から取消しに係るこれらの各給付の回収を図ることとした。

- 6 本件は、監督署長が本件処分をしたため、これを不服として同処分の取消しを 求める事案である。
- 7 請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたところ、同審査官 が平成30年8月13日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、更にこの決 定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

既に支給したC医療機関での難治性疼痛等の療養に係る平成25年7月18日以後の休業補償給付及び障害補償給付について変更決定を行い、回収をするとした本件処分が妥当であるか。

第5 審查資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人は、前記第2の5に記載した本件処分を不服として、本件再審査請求を申し立てた。
- (2) そこで、本件処分の当否について、以下に検討する。
 - ア 本件示談書について(前記第2の3①)

本件示談書には、甲を第二当事者、乙を請求人として、本件事故に関して、「甲は乙に対し、乙の一切の人的損害金(ただし、平成25年7月17日までのB医療機関の治療費を含む)として、既払金123万2716円の外に金47万0126円の支払義務があることを認め、下記口座に振り込んで支払う。甲は乙に対し、乙の平成25年7月17日までのB医療機関の治療費を、医療機関に直接支払済みであることを確認する。乙が医師の後遺障害診断書をもとに自賠責調査事務所で後遺障害が認定されたときは、甲と乙は別

途協議する。甲と乙は、上記事故に基づく人的損害については、本書面記載以外には、何らの債権債務がないことを相互に確認する。」旨の記載があり、同年7月17日までのB医療機関の治療費及び後遺障害が認定された場合の賠償を除き、第二当事者の請求人に対する一切の債務はないことが確認されているところ、C医療機関での本件難治性疼痛等に係る治療費については、両当事者間で明確な支払合意等の取決めはされていない。

イ 本件事前認定書について(前記第2の3②)

本件事前認定書には、「B医療機関の初診時には、他覚的所見はなしとされ、歩行は正常で、筋力低下や外傷は認められず、症状の裏付けとなる外傷性の異常所見や神経学的異常所見も認められず、本件事故の態様や写真から判明する車両の損傷程度等も踏まえると、11か月間にわたる脊髄刺激療法などの加療を要するような本件難治性疼痛等が本件事故に起因して出症したことは、客観的資料により十分に立証がされていると評価することは困難である。」旨の記載があり、本件事故と本件難治性疼痛等との間の相当因果関係を否定している。

ウ 身体障害者手帳(前記第2の4)について

請求人は、前記第2の4に記載したとおり、本件事故の約2年10か月前の平成22年5月31日に、弛緩性麻痺(末梢神経障害)による右下肢機能障害について、身体障害者福祉法別表の身体障害者等級表第4級の障害程度に該当するとして、身体障害者手帳の交付を受けており、右下肢に既往の障害が認められる。

エ 医学的見地からの検討

請求人が本件事故の当日に受診したB医療機関における診断名は、「頚椎 捻挫、頭痛、めまい」であり、請求人に生じた症状等について、同医療機関の 診療録、入院時要約及び経過記録には、「neckache」、「headache」、「神 経症状を認めない」、「頚椎カラー装着」といった記載があり、本件事故によ る傷病の部位が頭頚部に限定されたものであったことが明らかである。

ところが、C医療機関の診療録によれば、請求人は、本件事故の1か月6日後の平成25年5月17日にC医療機関に入院して、本件難治性疼痛等の治療のため脊髄刺激療法(SCS; spinal cord stimulation)を受けることとなり、その時期に請求人は頭頚部の痛みを訴えていたため、同月21日、トライ

アルとして、頚部及び胸部に電極を刺入する手術を施行された後、同月29日、同医療機関を一旦退院した。請求人は、同年7月2日から同月15日まで、同医療機関に再入院したが、同時期には頭頚部の症状はほぼ消失し、腰部の症状が悪化していたため、同月3日、恒久的な治療として、腰部に電極を刺入する手術を施行され、脊髄刺激療法により疼痛を抑制する治療が、その後平成26年11月11日まで継続された。

このように、請求人の本件難治性疼痛等に対するC医療機関での治療の対象は腰部であり、本件事故当日にB医療機関を受診して診断された負傷の部位である頭頚部ではない。

(3) 小 括

以上に検討した、①本件示談書において、C医療機関での本件難治性疼痛等に 係る治療費などについては、両当事者間で明確な支払合意等の取決めはされて いないこと、②本件事前認定書において、本件事故と本件難治性疼痛等との間の 相当因果関係を否定していること、③請求人には、右下肢に既往の障害が認めら れること、④本件難治性疼痛等に対するC医療機関での治療の対象は腰部であ り、本件事故当日にB医療機関を受診して診断された負傷の部位である頭頚部 ではないことを総合的に検討し、また、請求人の神経症状の裏付けとなるような 外傷性の異常所見・神経学的な異常所見が認められないこと、本件事故の態様、 物損写真から判明する車両の損傷の程度等を踏まえれば、C医療機関で施行さ れた脊髄刺激療法や同医療機関での11か月以上の期間にわたる入通院加療を 要するような「難治性疼痛」が本件事故に起因して発症ないし増悪・悪化したと いうことはできない。そうすると、本件難治性疼痛等の治療を理由とする平成2 5年7月18日から平成26年2月28日までの期間に係る休業補償給付及び 本件難治性疼痛等に係る残存障害に対して支給された障害補償給付は、いずれ も、業務に起因しない傷病に対して支給されたものであったということができ る。したがって、監督署長が行った本件処分は妥当であると判断する。

4 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求 人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年6月19日

_	6	_
	Ю	